

【重要】 ※標準給与月額変更届届出済・未届けに関わらずすべての施設・団体に送付しています。

事 務 連 絡

令和5年8月18日

契約施設・団体 共済事務担当者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

従 事 者 共 済 会

『標準給与月額変更届』の電子申請画面の更新と今後の作業依頼について

東社協福振第193号（令和5年7月18日付）にてご依頼しました標準給与月額変更手続きにつきましては、ご協力いただき、深く感謝申し上げます。この度、8月10日（木）までに提出された8月分の各種届出の承認作業が終わり、「標準給与月額改定更新」画面が届出内容を反映した情報に更新されました。つきましては、下記（１）～（３）のとおり、標準給与月額変更手続きの状況ごとに、今後、作業・確認いただきたい内容を記載しましたので、ご確認・作業の程、よろしくお願いいたします。

記

(1)8月分の届出において、8月1日時点の加入者情報と一致させるための届を行った施設・団体

⇒ 更新された加入者情報が、8月1日時点の加入者の状況と一致しているか、「標準給与月額改定更新」画面からご確認ください。その上で、算定基礎額が未入力（空欄）の加入者について、8月31日（木）23時59分までに入力作業を行って下さい。

※8月1日加入の場合は、加入届に記載の算定基礎額が自動反映されていますのでご確認ください。

※すべての加入者の入力作業が終わりましたら、チェックリストを出力して改めてご確認ください。

(2)まだ「標準給与月額変更届」を届け出していない加入者がいる施設・団体

⇒ 8月31日（木）23時59分までに電子申請を行って下さい。

※8月1日時点のすべての加入者について、共済会システム「標準給与月額改定更新」画面から算定基礎額を入力して下さい。

※「標準給与月額改定更新」画面に表示されない加入者がいる場合や、既に異動・退職した加入者が表示される場合など、8月1日時点の加入者の状況と一致しない場合は、下記【届出方法の詳細】にある通知「標準給与月額変更届」の手順3ページ目をご確認の上、速やかに対応下さい。

(<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/news/documents/2.hyounjunnkyuuyo20230721.pdf>)

(3)既にすべての加入者について算定基礎額の届出を完了した施設・団体

⇒ 共済会システムから出力されるチェックリストや紙申請用の控え等にて、改めて加入者情報が8月1日時点の状況と一致しているか、算定基礎額が記載されていない加入者はいないか、ご確認ください。修正が必要な場合は、8月31日（木）23時59分までに、共済会システム「標準給与月額改定更新」画面から修正してください。修正がない場合は手続き終了です（決定通知書は9月中旬に発行されます。後日、メール等にて出力のご案内をお送りします。

◆【届出方法の詳細】

従事者共済会ホームページ（従事者共済会「標準給与月額変更届」の届出について）

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/news/2023-0721-1321-35.html>

◆【問い合わせ先】 東京都社会福祉協議会 共済担当 TEL：03-5283-6898